

第72回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年5月18日(木) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成29年5月18日(木) 午前10時00分
- 3 閉会の日時 平成29年5月18日(木) 午前10時30分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数26名 出席19名 欠席7名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(23)	上岡耕一	出	13	鏑川吉正	出
職務代理人(7)	浮田孝允	出	14	水内清郎	出
1	岸本博	出	15	岡本五樹	出
2	近藤浩夫	出	16	難波勝利	出
3	岩居晴男	出	17	赤井史人	欠
4	今東徳雄	出	18	長田孝之	欠
5	塩飽幹廣	出	19	田淵勉	欠
6	石田始	出	20	藤田眞樹	出
—	—	—	21	延澤強哉	欠
8	岡崎章二	出	22	花口弘行	出
9	岡崎利祐	出	—	—	—
10	岡崎浜雄	出	26	藤原忍	出
11	川間昌徳	欠	27	礮谷和行	欠
12	岸本行雄	出	28	森山幸治	欠

6 農業委員以外の出席者

事務局	参事	箕浦 勝宏	農地担当課長	佐藤 孝司
	担当課長補佐	今村 正樹	副主査	橋本 聡実
	副主査	大橋 和之		

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

め3番と7番及び8番の審議を最初に行います。それでは事務局，3番の説明をお願いします。

委員退出

大橋副主査 1ページ3番，増反による所有権移転です。受人は現在，約2.1ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，下限面積50アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 東区協議会の協議の模様を，お願いします。

花口委員 3番について審議した結果，事務局の説明のとおりであり，許可意見としています。引き続きのご審議を，お願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見，ご質問はありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）の3番を，許可と決定します。

委員入室

議 長 次に7番，8番の説明及びご意見を伺いたいと思います。それでは事務局，説明をお願いします。

委員退出

大橋副主査 1ページ7番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約1.3ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約1.3ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を，お願いします。

花口委員 7番，8番について審議した結果，事務局の説明のとおりであり，許可意見としています。引き続きのご審議を，お願いします。

議 長 以上の報告について，何かご意見ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（１）について、７番、８番を許可と決定します。

委員入室

議 長 引き続き申請等（１）の中区協議会の説明を事務局からお願いします。

橋本副主査 １ページ１番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約３ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 １番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次にその他の東区協議会の説明を事務局お願いします。

大橋副主査 １ページ２番、前回保留案件です。増反による所有権移転です。受人は現在、約９８アール農地を耕作しておりますが、前は耕作地の適切な利用が図られていないことから保留となっていたものですが、再度現地調査をしたところ、草刈等、改善の状況は見られるもののまだ不十分であることから、東区協議会では再度保留の意見となっています。

４番、増反による所有権移転です。受人は現在、約２２ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積５０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

５番、増反による平成２９年５月１９日から平成３８年１０月３０日までの賃借権の設定です。受人は現在、約１ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積４０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

６番、増反及び借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約１０ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、遺贈による所有権移転です。受人は現在、約1.1ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、経営移譲による所有権移転です。受人は現在、約2.1ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約3.7ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

花口委員 3番、7番、8番を除く2番から11番までの7件について審議した結果、事務局の説明どおり2番は再度保留意見とし、それ以外の4、5、6、9、10、11番は、許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)について、3番、7番、8番を除く1番から11番までの8件について、2番を再度保留とし、それ以外の7件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)について、3番、7番、8番を除く1番から11番までの8件について、2番を保留とし、それ以外の7件を許可と決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。それでは事務局から説明をお願いします。

大橋副主査 3ページ1番、平成28年12月20日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。申請人は現在京都市伏見区に夫と二人で居住していますが、夫の定年までの最終勤務地が岡山市内に決定したため、申請人が相続した、実家に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当

し、自己所有地で他に代替地もなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

花口委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 以上の報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（2）について、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等（2）の1件について、許可と決定します。

次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。それでは、事務局から中区協議会の説明をお願いします。

橋本副主査 4ページ1番、平成29年5月12日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、北区津高の借家に家族4人で居住していますが、手狭になり妻の実家の農業も手伝う必要があるため、妻の実家に近い申請地を妻の父から借り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、3番は敷地を数区画に分けて住宅を建築する申請のため、同時に説明します。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、所有権の移転と使用貸借権の設定をします。

2番、受人は現在、中区祇園の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、現居住地からも実家にも近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、受人は現在、愛媛県にある妻の実家の離れに家族4人で居住し、自宅近くの接骨院に勤めていますが、このたび岡山で接骨院を独立開業するため、受人の父が所有する申請地を借り受けて自己兼用住宅を建築しようとするものです。

2番、3番について農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、5番は敷地を数区画に分けて診療所と店舗を建築する申請のため、同時に説明します。平成28年5月12日付けで農振除外済みの案件です。

4番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は診療所で、所有権を移転します。受人は現在、中区沖元で診療所を運営していますが、県道に面した場所で交通量も多く、学校も近くにあり患者が多く見込める申請地に診療所を建築しようとするものです。

5番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は調剤薬局で、使用貸借権を設定します。受人は現在、南区築港新町二丁目で調剤薬局を運営していますが、県道に面した場所で交通量も多く、学校も近くにあり患者が多く見込める申請地に調剤薬局を建築しようとするものです。

4番、5番について農地区分と転用目的は問題ないと考えます。一般基準につきましては、5番は転用面積・被害防除計画等、問題がありませんが4番については、資金証明書の添付が遅延しており、現時点で資力の確認ができていませんので、保留が相当と考えます。

6番、平成29年5月12日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、北区撫川の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、実家近くの父所有の申請地を借り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。1種農地ですが集落に接続した住宅に該当し、他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番から6番の6件について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、4番を保留意見とし、他の5件を許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

今村課長補佐 4ページ7番から11番は受人が同じで、転用目的が同一なため同時に説明します。申請地は農用地区域内の農用地と判断され、転用目的は仮設道路及び表土堆積場で平成29年6月1日から2年間の貸借権を設定します。受人は東区浦間地内の山林に太陽光

パネルを設置するため工事車両の通行ルートが必要となり、当初西祖方面で計画しておりましたが地元の了解が得られず、周辺環境に影響が少なく地元の協力も得られる申請地を仮設道路及び表土堆積場に転用しようとするものです。農振農用地ですが一時転用であり、「農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがない」と判断され、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

12番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在富士見町の借家に居住しておりますが、子供の出産予定もあり実家近隣で将来両親の世話をすることもできる、父所有の申請地を借り受けて分家住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま。

13番、平成29年5月12日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場及び通路として所有権の移転をします。受人は現在近隣で保育所を経営しており、申請地隣接地を駐車場として使用していますが、送迎時には満車となっており、近隣で駐車場の適地を探していたところ、隣地の地権者より了承を得られ当該地を駐車場及び通路として転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

花口委員 7番から13番までの7件について審議した結果、事務局の説明のとおり、全件許可意見と
しています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 ただいまの報告に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 申請等(3)は4番を保留とし、その他の12件については、許可と決定してよろしいで
しょうか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)については、4番を保留とし、その1件を除く12件を許可と決
定します。

次に申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)について、審
議します。事務局から説明を、をお願いします。

今村課長補佐 6 ページ 1 番から 5 番までの 5 件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。1 番、2 番が財団から耕作者へ、3 番から 5 番が農地の所有者から財団への所有権移転です。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をみたしていると考えられ、東区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)は、
原案のとおり決定とします。

次に申請等(5)農地の競売に対する買受適格証明願(耕作目的)について、事務局から説明をお願いします。

今村課長補佐 別紙でお配りしています議案をご覧ください。1 番の 1 件で、増反を目的に競売農地を取得しようとするものです。耕作地を確認した結果、いずれも適切に耕作されていると判断され、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積 50 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると判断され、東区協議会では適格者と認める意見となっています。

なおこの後につきましては、岡山地方裁判所において 6 月 1 日から 6 月 8 日まで入札が行われ、6 月 15 日開札、7 月 26 日に売却決定となっています。

以上です。

議長 以上の説明について、何かご意見ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(5)の 1 件については、適格である旨の証明書を交付してよろしいでしょうか。

全員 よろしい。

議長 それではそのように、決定します。

次に申請等(6)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

今村課長補佐 7 ページ 1 番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届

出人で管理します。

2番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

3番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で管理し、貸付地は引き続き貸付します。

4番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

5番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

6番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

8ページ7番、相続により所有権を取得しています。あっせん希望はなく、自作地は届出人で管理し、貸付地は引き続き貸付します。

8番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、引き続き貸付します。

9番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

10番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

11番、相続により賃借権を取得しています。引き続き届出人で、耕作します。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、11件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告（1）4条届については、9ページ1番2番の2件です。転用目的は露天駐車場が1件、共同住宅が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）5条届については、10ページ1番から11ページ13番の13件です。転用目的は宅地造成が1件、分譲住宅地が1件、長屋建て住宅が1件、自己専用住宅等が3件、露天駐車場が3件、集合住宅敷地が1件、長屋住宅の敷地拡張が1件、共同住宅が1件、道路用地が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）18条第6項の規定による合意解約通知については、12ページ1番から13ページ10番までの10件です。解約理由は、耕作目的が8件、転用目的が2件で、離

作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１４ページ１番から３番の３件です。内容は農業用作業場等が２件、農業用倉庫が１件です。

報告（５）農地改良届については、１５ページ１番から８番までの８件です。内容は普通野菜畑が８件です。

以上です。

議長 これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。

全員 ありません

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （１）下限面積の見直しについて、地区協議会で一定の案を出していただいた。調整が必要な地域もあり、６月総会で決定する予定。

（２）平成２９年度の活動計画（案）・事業計画（案）について説明し、原案のとおり承認された。

（３）平成２８年度の農地関係処理件数、農業者年金処理状況を報告した。

浮田職務代理 それではなにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。

本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございます。これをもちまして閉会といたします。

閉会 午前１０時３０分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員